

山口県報

令和5年
3月22日
(水曜日)

目次

- 規則 山口県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則(厚政課).....一
- 告示 生活保護法の規定に基づく介護機関の指定(二件)(厚政課).....一
- 道路の区域の変更(道路整備課).....二
- 道路の供用の開始(道路整備課).....二
- 周南都市計画公園事業の事業計画の変更認可(都市計画課).....三
- 公告 ふう処理師試験の実施(生活衛生課).....三
- 肥料の登録の有効期間の更新(農業振興課).....四
- 肥料の登録事項の変更(農業振興課).....五
- 肥料の登録の失効(農業振興課).....五
- 家畜改良増殖法の規定に基づく種畜証明書を書換交付した旨の通報(畜産振興課).....六
- 基本測量の実施(監理課).....六
- 基本測量の実施の終了(監理課).....七
- 公共測量の実施(監理課).....七
- 公共測量の実施の終了(監理課).....八
- 選管告示 直接請求に必要な有権者の数.....八
- 雑報 県報の正誤(令和五年三月十四日山口県報(定期)の目次).....八

山口県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十二日

山口県知事 村岡 副政



山口県規則第十五号

山口県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

山口県福祉のまちづくり条例施行規則(平成九年山口県規則第七十七号)の一部を次のように改正する。

別表第二の一の表十四の項第二号へ(1)中「第一第七号」を「第一第九号」に改める。

別表第四の一の項口中「歩行者又は」を「歩行者、遠隔操作型小型車(遠隔操作により道路を通行しているものに限る。) 又は」に改める。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。ただし、別表第二の改正規定は、公布の日から施行する。



山口県告示第四百四号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和五年三月二十二日

山口県知事 村岡 副政

居宅介護事業者 氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の所在地	事業の種類	指定年月日
有限会社幸生	岩国市南岩国町二丁目七七番二二号	いちご薬局光	居宅療養管理指導	令和五、三、一

山口県告示第百五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和五年三月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

介護予防事業業者 氏名又は名 住所又は主 たる事務所 の所在地	介護予防事業所 名 称 所 在 地	事業の 種類	指定年月日
有限会社幸生 岩国市南岩国 町二丁目七七 番二二号	いちご薬局光 店 目四番三号	介護予 防居室 療養管 理指導	令和五、 三、一

山口県告示第百六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和五年三月二十二日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和五年三月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

道路の種類 一般国道	道路の種類 一般国道	道路の種類 一般国道	道路の種類 一般国道
路線名 四九〇号	路線名 四九〇号	路線名 四九〇号	路線名 四九〇号
道路の区域	道路の区域	道路の区域	道路の区域
区 間	区 間	区 間	区 間
萩市大字山田字大藤一〇九七七の一 地先から 同市大字明木字見定荷おろし一一〇 三五の三地先まで	萩市大字山田字大藤一〇九七七の一 地先から 同市大字明木字見定荷おろし一一〇 三五の三地先まで	萩市大字山田字大藤一〇九七七の一 地先から 同市大字明木字見定荷おろし一一〇 三五の三地先まで	萩市大字山田字大藤一〇九七七の一 地先から 同市大字明木字見定荷おろし一一〇 三五の三地先まで
新	旧	旧新別	旧新別
最狭 四一・五	最狭 三三・〇〇	敷地の幅員 (メートル)	敷地の幅員 (メートル)
三〇〇・〇	三二五・〇	延 長 (メートル)	延 長 (メートル)
道路改良工事の 完了による。	道路改良工事の 完了による。	備 考	備 考

道路の種類
県道
新南陽津和野線
道路の区域

区 間	区 間	区 間	区 間
周南市大字下上字土井一五〇〇の 一、二地先から 同市同大字字横屋一六〇二の一、二 地先まで	周南市大字下上字土井一五〇〇の 一、二地先から 同市同大字字横屋一六〇二の一、二 地先まで	周南市大字下上字土井一五〇〇の 一、二地先から 同市同大字字横屋一六〇二の一、二 地先まで	周南市大字下上字土井一五〇〇の 一、二地先から 同市同大字字横屋一六〇二の一、二 地先まで
新	旧	旧新別	旧新別
最狭 二七・六	最狭 一七・三	敷地の幅員 (メートル)	敷地の幅員 (メートル)
五三〇・九	五四〇・六	延 長 (メートル)	延 長 (メートル)
道路改良工事の 完了による。	道路改良工事の 完了による。	備 考	備 考

道路の種類
県道
萩篠生線
道路の区域

区 間	区 間	区 間	区 間
山口市阿東蔵目喜字二子原一二二八 の一地先から 同市阿東蔵目喜字町一四五九の三、四 地先まで	山口市阿東蔵目喜字二子原一二二八 の一地先から 同市阿東蔵目喜字町一四五九の三、四 地先まで	山口市阿東蔵目喜字二子原一二二八 の一地先から 同市阿東蔵目喜字町一四五九の三、四 地先まで	山口市阿東蔵目喜字二子原一二二八 の一地先から 同市阿東蔵目喜字町一四五九の三、四 地先まで
新	旧	旧新別	旧新別
最狭 六〇・二	最狭 四五・〇	敷地の幅員 (メートル)	敷地の幅員 (メートル)
一、二一九・二	一、七五七・〇	延 長 (メートル)	延 長 (メートル)
道路改良工事の 完了による。	道路改良工事の 完了による。	備 考	備 考

道路の種類
県道
下関美祢線
道路の区域

区 間	区 間	区 間	区 間
下関市大字吉田地方字大判一〇二九 六の一地先から 同市同大字 の三、四地先まで	下関市大字吉田地方字大判一〇二九 六の一地先から 同市同大字 の三、四地先まで	下関市大字吉田地方字大判一〇二九 六の一地先から 同市同大字 の三、四地先まで	下関市大字吉田地方字大判一〇二九 六の一地先から 同市同大字 の三、四地先まで
新	旧	旧新別	旧新別
最狭 六三・九	最狭 二一・六	敷地の幅員 (メートル)	敷地の幅員 (メートル)
一九七・三	一九七・三	延 長 (メートル)	延 長 (メートル)
道路改良工事の 完了による。	道路改良工事の 完了による。	備 考	備 考

道路の種類
県道
福井上蔵目喜線

道路の区域

区 間		旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
新	旧	最狭 最広	最狭 最広	五六一・〇	終点の変更による。県道萩篠生線の道路の区域
山口市阿東蔵目喜字大割一七五二の一地先から同市阿東蔵目喜字二子原一一二九の一地先まで		最狭 四一・八	最広 九二・二		

山口県告示第百七号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。
その関係図面は、令和五年三月二十二日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和五年三月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
一般国道一九〇号	萩市大字山田字大藤一〇九七七の一地先から同市大字明木字見定荷おろし一一〇三五の三地先まで	令和五年三月二十三日

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
新南陽津和野線	周南市大字下上字上土井一五〇〇の一地先から同市同大字字横屋一六〇二の一地先まで	令和五年三月二十三日

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
萩篠生線	山口市阿東蔵目喜字二子原一一二八の一地先から同市阿東蔵目喜字町一四五九の三地先まで	令和五年四月一日

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道下関美祢線	下関市大字吉田地方字大判一〇二九六の一地先から同市同大字同字一〇二九八の三地先まで	令和五年三月二十三日
県道福井上蔵目喜線	山口市阿東蔵目喜字大割一七五二の一地先から同市阿東蔵目喜字二子原一一二九の一地先まで	令和五年四月一日

山口県告示第百八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき、周南都市計画公園事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和五年三月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 施行者の名称
周南市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
周南都市計画公園事業第三百一号周南緑地
- 三 事業施行期間
平成元年十二月十二日から令和十年三月三十一日まで
- 四 事業地
周南市桜木一丁目、周陽三丁目、五月町、遠石二丁目、遠石三丁目及び大字徳山



(四二) ふく処理師試験の実施

ふぐの処理の規制に関する条例(昭和五十六年山口県条例第一号。以下「条例」とい

う。)第十六条の規定により、ふぐ処理師試験を次のとおり実施します。

令和五年三月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 試験の日時及び場所

(一) 学科試験

1 日時

令和五年六月五日(月曜日) 午前十時から正午まで

2 場所

山口市滝町一番一号

山口県庁職員ホール

(二) 実技試験

1 日時

令和五年七月十二日(水曜日)又は同月十三日(木曜日)のいずれかで、知事が指定する日

2 場所

山口市秋穂二島一〇六二

やまぐち総合教育支援センター

二 受験資格

実技試験にあつては、学科試験に合格した者であること。

三 受験願書の受付期間

令和五年四月十日(月曜日)から同月二十八日(金曜日)まで(郵送の場合は、四月二十八日までの消印のあるものは、有効とする。)

四 受験願書等の提出先

区 分	提 出 先
県内にふぐの処理の業務に従事する事業所 (以下「事業所」という。)がある者	事業所の所在地を所管する保健所
県内に事業所がない者で、県内に住所があるもの	住所地を所管する保健所
県内に事業所及び住所がない者	山口県環境生活部生活衛生課(山口市滝町一番一号(郵便番号七五三―八五〇二))

五 提出書類等

(一) 受験願書

(二) 写真(縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。)

(三) ふぐの処理の規制に関する条例施行規則(昭和五十六年山口県規則第五十号)第十一条第四項の規定により学科試験が免除される者にあつては、学科試験に合格したことを証する書類

六 受験手数料

一万七 hundred 五十円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

七 合格者の発表等

(一) 合格者の発表日等については、試験当日通知する。

(二) 受験者は、試験の得点を知りたい場合には、合格者の発表日以後、山口県環境生活部生活衛生課において、受験票を提示してその旨を申し出ること。

八 その他

(一) 受験願書等の請求は、最寄りの保健所又は山口市滝町一番一号 山口県環境生活部生活衛生課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「ふぐ処理師試験受験願書等請求」と朱書きし、百二十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒(縦三十三・二センチメートル、横二十四センチメートルのもの)を同封すること。

(二) この試験についての問合せは、最寄りの保健所又は山口県環境生活部生活衛生課(電話〇八三―九三三―二九七四)にすること。

(四三) 肥料の登録の有効期間の更新

肥料の品質の確保等に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十二条第二項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新しました。

令和五年三月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

登録番号	更新年月日	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	その他の規格	生産者	住所
山口県生 第七〇号	令和四、 七、二一	生石灰	生石灰	90・0 肥料用	アルカリ分 九〇・〇	該当なし	宇部マテリアルズ 株式会社	宇部市大字小串一九 八五
山口県生 第七二号	六、二二	〃	生石灰	肥料用 90・0	〃	〃	美祿市伊佐町伊佐三 三六二	美祿市伊佐町伊佐三 三六二
山口県生 第七三号	〃	〃	〃	〃	〃	〃	重安石灰株式会社	大嶺町北分五 六二
山口県生 第三三一号	〃	消石灰	肥料用 70・0	アルカリ分 七〇・〇	〃	〃	薬仙石灰株式会社	伊佐町伊佐三 三六二
山口県生 第四七二号	〃	〃	消石灰	65・0 肥料用	アルカリ分 六五・〇	〃	宇部マテリアルズ 株式会社	宇部市大字小串一九 八五
山口県生 第四七三号	〃	〃	消石灰	70・0 肥料用	アルカリ分 七〇・〇	〃	〃	〃
山口県生 第五二四号	九、〃	副産石灰肥料	くみあい粒状ミ ネラルG	アルカリ分 四〇・〇	溶解性苦土 二二・〇	公定規格のお り	アサヒミネラル工 業株式会社	周南市古泉一丁目一 二番七号
山口県生 第五六〇号	一二、 九	魚かす粉末	魚粉	窒素全量 五・七	りん酸全量 七・〇	該当なし	山陽ハイミール株 式会社	下関市筋川町二〇番 一五号
山口県生 第五八九号	六、二二	消石灰	70 消石灰	アルカリ分 七〇・〇	〃	〃	誠信産業株式会社	岐阜県羽島市足近町 南宿一五六の一
山口県生 第五九一号	七、二一	〃	肥料用 65・0	アルカリ分 六五・〇	〃	〃	株式会社グリーン ビジネス九州	大分県宇佐市大字山 本一九九〇
山口県生 第五九三号	八、二三	炭酸カルシウム 肥料	15 炭酸苦土石 灰	アルカリ分 一五・〇	溶解性苦土 一五・〇	公定規格のお り	誠信産業株式会社	岐阜県羽島市足近町 南宿一五六の一

(四四) 肥料の登録事項の変更
 肥料の品質の確保等に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十三条第一項
 の規定により、次のおり肥料の登録事項を変更した旨の届出がありました。
 令和五年三月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

登録番号	変更年月日	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	変更事項	生産者	住所
------	-------	-------	-----------	--------	------	-----	----

山口県生 第六〇六号	令和四、 五、一〇	粒状ミネラルG	アルカリ分 く溶性苦土 四三・〇〇 り	公定規格のとお り	住所の変更	アサヒミネラル工 業株式会社	和(旧)一 (新)番一 山(新)口 一(新)丁 目二番 七号
---------------	--------------	---------	---------------------------	--------------	-------	-------------------	---

(四五) 肥料の登録の失効

肥料の品質の確保等に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十四条の規定により、次の肥料の登録は、その効力を失いました。

令和五年三月二十二日

山口県知事 村岡 嗣政

登録番号	失効年月日	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産者	住所
山口県生 第七一〇号	令和四、 八、二	生石灰	肥料用90・0 生石灰	アルカリ分 九〇・〇	該当なし	井上博司	美祢市伊佐町伊佐三 九三八の三
山口県生 第八四〇号	七、一 一	消石灰	60・0肥料用 消石灰	アルカリ分 六〇・〇	〃	宇部マテリアルズ 株式会社	宇部市大字小串一九 八五
山口県生 第四七二号	〃	〃	肥料用65・0 消石灰	アルカリ分 六五・〇	〃	井上博司	美祢市伊佐町伊佐三 九三八の三
山口県生 第五四三三号	四、一 四	混合石灰肥料	くみあい粒状ミ ネミックス	アルカリ分 四二・〇	公定規格のとお り	アサヒミネラル工 業株式会社	広島県呉市昭和町一 番一号
山口県生 第五五〇号	〃	〃	くみあい粒状ミ ネGスーパ	アルカリ分 四八・〇	含有を許される 有害成分の最大 量及びその他の 制限事項は公定 規格のとお	〃	〃
山口県生 第五五六号	〃	〃	粒状土肥これだ けスーパ	〃	〃	〃	〃
山口県生 第五六四号	〃	〃	くみあい粒状ミ ネGスーパ	アルカリ分 四八・〇	公定規格のとお り	〃	〃
山口県生 第六〇四号	〃	副産石灰肥料	くみあい粒状ミ ネテツエ	アルカリ分 四〇・〇	〃	〃	〃

(四六) 家畜改良増殖法の規定に基づく種畜証明書を書換交付した旨の通報

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第八条第一項の規定により、農林水産大臣から次の家畜につき、種畜証明書を書換交付した旨の通報がありました。

種畜証明書 番号	名	前	品 種	生 年 月 日	産 地	検 査 成 績	飼養者の住所及 び氏名又は名称
-------------	---	---	--------	------------------	--------	------------------	--------------------

令和五年三月二十二日

山口県知事 村岡 嗣政

三二二〇四〇	C 一一〇七	その他	令和三、二二	宮城県級外	岩国市錦町宇佐郷 株式会社A I 七 スタイルズ株式 会社山口A I 七 ター
三二二〇四〇	H D 二四三	〃	九、二二	〃	〃
三二二〇四〇	H D 二四七	〃	〃	〃	〃
三二二〇四〇	H D 二五六	〃	一〇、二八	〃	〃
三二二〇四〇	H D 二五七	〃	〃	〃	〃

(四七) 基本測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、国土交通省
国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知がありました。

令和五年三月二十二日

山口県知事 村岡 政

一 作業の種類

基本測量（航空重力測量）

二 作業の地域

山口県全域

三 作業の期間

令和五年四月一日から同年七月三十一日まで

一 作業の種類

基本測量（国土広域情報修正）

二 作業の地域

山口県全域

三 作業の期間

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで

一 作業の種類

(四九) 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条
第一項の規定により、国土交通省中国地方整備局山口河川国道事務所長から次のとおり
公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和五年三月二十二日

山口県知事 村岡 政

一 作業の種類

公共測量（基準点測量及び水準測量）

二 作業の地域

防府市大字上右田

三 作業の期間

令和五年三月十日から同月三十一日まで

基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正）

二 作業の地域

山口県全域

三 作業の期間

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで

(四八) 基本測量の実施の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により、国土交通省
国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終了した旨の通知がありました。

令和五年三月二十二日

山口県知事 村岡 政

一 作業の種類

基本測量（空中写真撮影及びオルソ画像作成）

二 作業の地域

下関市、宇部市、山口市、美祢市及び山陽小野田市

三 作業の期間

令和四年四月十二日から令和五年二月十六日まで

(五〇) 公共測量の実施の終了
 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、周南市長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

令和五年三月二十二日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 作業の種類
 公共測量(道路台帳図データ作成)
- 二 作業の地域
 周南市
- 三 作業の期間
 令和四年十月二十一日から令和五年二月二十八日まで



山口県選挙管理委員会告示第十九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十二年法律第百六十二号)第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次の表のとおりである。

令和五年三月二十二日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本 泰治

直接請求の種類	根拠規定	必要な有権者の数
---------	------	----------

令和五年三月二十二日印刷
 令和五年三月二十二日発行
 発行人 山口県知事

県条例の制定又は改廃の請求	地方自治法第七十四条第一項		
県の事務の執行に関する監査の請求	地方自治法第七十五条第一項		
県議会の解散の請求	地方自治法第七十六条第一項		
県議会の議員の解職の請求	地方自治法第八十条第一項	上野町選挙区、周防大野田選挙区、山陽小野田選挙区、美祿市選挙区、柳井市選挙区、長門市選挙区、光市選挙区、岩国市選挙区、下松市選挙区、萩市選挙区、山口市阿武町選挙区、宇部市選挙区、関市選挙区	二二、五一九
知事の解職の請求	地方自治法第八十一条第一項		
副知事、県の選挙管理委員若しくは監査委員又は公安委員会委員の解職の請求	地方自治法第八十六条第一項		
県の教育委員会の教員又は委員の解職の請求	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八十一条第一項		

正 誤

令和五年三月十四日山口県報(定期)の目次

会計課	物品管理課
誤	正